

1 趣旨

国家公安委員会の権限に属する事項（内閣総理大臣の権限で国家公安委員会委員長において専決処理することとされた事項を含む。）については、国家公安委員会の審議の充実及び行政事務の効率的運営に資するため、また、決裁手続の明確化の観点から、

- 国家公安委員会の決裁が必要な事項
- 警察庁において専決処理する事項

に区分されてきたところ、最近の法令改正等により新たに規定された事項等について、専決区分を整備するもの（内閣総理大臣の権限については国家公安委員会委員長において専決処理することにつき承認を得た上で行うもの）。

2 概要

(1) 国家公安委員会の権限に属する事項の専決区分の整備（別表1）

- 法令改正等により新たに規定された事項

【国家公安委員会の決裁】

- ・ 国家公務員退職手当法に基づく早期退職の認定
- ・ 暴力団対策法に基づく適格都道府県センターの認定 等

【警察庁における専決処理】

- ・ 暴力団対策法に基づく適格都道府県センターの事業報告書等の受理
- ・ 消費税転嫁特別措置法に基づく事業者への報告徴収及び立入検査 等

- 既存の専決区分の見直し

【警察庁において専決処理するよう見直し】

- ・ 犯罪収益移転防止法に基づく電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に係る総務大臣に対する意見陳述

※ 既に警察庁において専決処理することとされている郵便物受取サービス業者に係るものとの類似性が高く、定型的な処理が可能であるため。

- ・ 静穏保持法に基づく外国公館等周辺地域の指定（首脳会談、国際会議等に伴う外国要人の一時来日に係るものに限る。）についての外務大臣との協議

※ 既に数十件実施され、判断基準の明確化等により、特に高度な判断を要する業務ではないと認められるため。

(2) 警察庁における専決区分の整備（別表2）

警察庁長官の権限に属する事項の専決区分についても、法令改正等による追加、行政事務の効率化のための見直し等を行った。

1 平成24年度実績評価書（案）

（凡例 ◎：達成、○：おおむね達成、△：達成が十分とは言い難い）

基本目標	業績目標	評価
1 市民生活の安全と平穩の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進	○
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	○
	3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止	○
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	○
	2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	△
	3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	△
	4 科学技術を活用した捜査の更なる推進	◎
	5 被疑者取調べの適正化の更なる推進	○
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	△
	2 来日外国人犯罪対策の強化	○
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保	◎
	2 運転者対策の推進	○
	3 道路交通環境の整備	○
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	○
	2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	◎
	3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	○
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	◎
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	○

業績目標18（◎：4、○：11、△3）

2 平成24年度政策評価実施結果報告書（案）

平成24年度に実施した政策評価の結果の概要及び評価結果の政策への反映状況についてまとめたもの。

1 「警察庁内部通報処理要綱」の改正

(1) 趣旨

警察庁の職員等が、内部通報及び内部通報に関連する相談（以下「内部通報等」という。）をしやすい仕組みを整備することにより、内部通報制度の活性化を図るもの。

(2) 概要

○ 外部窓口の増設（第2の(3)関係）

内部通報等を受け付ける外部窓口を国家公安委員会に設置することを可能とした。

○ 内部通報の処理等の人事課からの分離（第3の1等関係）

内部通報の処理等を首席監察官及びその指揮下にある限られた職員が行うことを明確化した。

○ 内部通報等をした者の保護を徹底（第3の4(1)及び第8の1(1)関係）

- ・ 窓口担当職員についても秘密保持の義務を課すこととした。
- ・ 内部通報等をした者の個人情報については、原則として首席監察官及び窓口担当職員限りで取り扱うことを明確化した。

(3) 予定

平成25年7月18日から施行予定。

2 外部窓口の増設

内部通報等を受け付ける外部窓口を国家公安委員会に開設する（国家公安委員会了承）。

公安委員会	風営法施行令第1条の規定による	平成25年7月18日
説明資料No. 4	ダンス教授講習の指定について	保安課

1 趣旨

ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができると思われる法人が行う講習で、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定した講習（以下「指定講習」という。）を修了した者が教授するダンススクールについては、風営法による規制対象から除くこととされているところ、下記2の講習を新たに指定講習として指定し、その旨を告示するもの。

※ 平成24年11月21日、風営法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第274号）の公布・施行により指定講習の主体となる法人の範囲が拡大されたことを受け、今般、同改正後初めての指定を行うもの。

2 指定を受ける講習

- 講習の名称 : ダンス教授講習
- 講習を行う法人の名称 : 公益社団法人日本ダンス議会
- 講習を行う法人の住所 : 東京都中央区八丁堀3丁目6番1号京橋長岡ビル8階B
- 講習に係る事務を行う事務所の所在地 : 同上

3 指定要件への適合性

上記2の講習については、風営法施行規則第1条の2第2項各号に掲げる以下の要件の全てに適合すると認められる。

- ① 講習業務を適正かつ確実に行うため必要な組織及び経理的基礎を確保
- ② 講習業務を適正かつ確実に行うため必要な施設を確保
- ③ 講習業務以外の業務による影響を排除
- ④ ダンススクール営業者による支配を排除
- ⑤ ダンスを有償で教授する能力を修得しようとする者を対象
- ⑥ 講習の内容が適正かつ確実
- ⑦ 講習の実施に関する適切な計画を策定
- ⑧ 必要な能力を有する講師が講習業務に従事
- ⑨ 全国的な規模においておおむね毎年1回以上実施

1 検挙年月日

平成25年7月10日(水)

2 検挙警察

2.6 都道府県警察合同捜査本部

警視庁、北海道警察、青森県警察、宮城県警察、秋田県警察、茨城県警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、新潟県警察、長野県警察、静岡県警察、石川県警察、福井県警察、三重県警察、大阪府警察、兵庫県警察、奈良県警察、鳥取県警察、岡山県警察、広島県警察、山口県警察、福岡県警察、長崎県警察、熊本県警察、宮崎県警察

3 事件概要

(1) 被疑者

34人を逮捕

(2) 事案

平成24年1月下旬ころから平成25年5月中旬ころまでの間、営業実態のない会社の会員権購入や出資に関する内容虚偽の書面等を送付し、「この会員権は封筒が届いた人にしか買えないので、買ってほしいのです。その後、うちの会社が2.5倍で買い取りますから。」などと嘘を言って、被害者3人から現金合計6,800万円を郵送又は交付させて詐取したもの。

(3) 罪名等

詐欺 刑法第246条第1項

1 訴状提出日・提出先

平成25年7月16日 名古屋地方裁判所

2 提訴概要

(1) みかじめ料名下の恐喝事件に係る訴訟

ア 概要

山口組弘道会傘下組織組長のAが、平成10年8月から平成22年8月までの間、愛知県名古屋市内の飲食店経営者（女性）に対し、みかじめ料を要求していた事案に関し、同経営者が原告となり、暴対法31条の2等の規定に基づき、六代目山口組組長等に対する損害賠償請求訴訟を提起したものの。

イ 当事者

○ 原告 ～ 飲食店経営者（恐喝被害者）

○ 被告 ～ 六代目山口組組長

※ 併せて、Aの不法行為責任（民法709条）を追及。

ウ 訴額 ～ 1,735万円

(2) 放火殺人事件に係る訴訟

ア 概要

山口組弘道会傘下組織の組長B及び組員Cが、平成22年9月3日、暴力団との付き合いを拒絶していた飲食店に放火し、同店店員を死亡させた放火殺人事件に関し、被害店舗経営者等が原告となり、暴対法31条の2等の規定に基づき、六代目山口組組長等に対する損害賠償請求訴訟を提起したものの。

※ 死亡した店員の遺族は、本年5月20日に同様の訴訟を名古屋地裁に提起。

イ 当事者

○ 原告

・ 被害店舗の経営者

・ 被害店舗が所在したビルの所有・賃貸会社 等

○ 被告 ～ 六代目山口組組長及び同組若頭

※ 併せて、B及びCの系列上部組織組長の使用者責任（民法715条）を追及。

ウ 訴額 ～ 1億472万8,882円

3 備考

暴対法31条の2を活用した代表者等に対する威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任訴訟は、今回提訴の2件を合わせて11件。これまでに5件で原告有利の和解が成立している。

1 概要

交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方について検討を行うため、国家公安委員会委員長が主催する有識者懇談会を開催するもの。当該有識者懇談会内には、取締りワーキンググループ及び速度規制等ワーキンググループを設け、それぞれにワーキンググループ長を置くとともに、会議の進行及び両ワーキンググループの調整を行うため幹事を置く。

2 主な検討課題

(1) 取締り関係

- ・ 交通事故抑止に資する速度違反取締りの在り方について
- ・ 交通指導取締りの必要性について、いかに国民の理解を求めるか

(2) 速度規制等関係

- ・ 新たな速度規制基準に基づく速度規制の見直し結果の検証
- ・ 結果の検証等を踏まえた効果的な速度規制手法

3 委員の構成

太田 勝敏	東京大学名誉教授（※1）
栗山 泰史	（一財）日本損害保険協会シニアフェロー
佐藤 久実	自動車評論家
佐藤 辰夫	（公社）日本PTA全国協議会専務理事
清水 和夫	自動車評論家
中島 聡美	（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 成人精神保健部犯罪被害者等支援研究室長
中嶋 悟	（株）日本レースプロモーション取締役会長
西田 泰	（公財）交通事故総合分析センター特別研究員
星 周一郎	首都大学東京都市教養学部法学系教授
森本 章倫	宇都宮大学大学院工学研究科教授（※2）

（敬称略、五十音順）

※1 速度規制等ワーキンググループ長

※2 幹事、取締りワーキンググループ長

4 第1回開催予定

平成25年8月1日（木）午後3時30分から